

# 事務所賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 西川 憲雄 (以下「乙」という。) は、甲の所有する物件の賃貸借に関し、下記のとおり契約する。

記

## 1 目的物件の表示

建 物	所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭 1128-8	
	名称	西川のりお事務所 階 号室	
	構造	木造 <u>鉄骨造</u> 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他( )/ 瓦葺・スレート葺 <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> セメント瓦葺・陸屋根・その他( )/ ( / )階建	
	面積	50.4 m <sup>2</sup>	
附属施設	(駐車場等)	駐車場	

## 2 使用目的

(甲) ①	鳥取県議会議員の政務活動に係る活動、情報収集等の業務
②	<del>後援会の活動に係る業務</del>
③	<del>その他上記に関連する業務</del>

## 3 契約期間

平成31年4月1日から令和5年3月31日まで (4年間)  
 ※期間満了の3か月前迄に甲乙いずれかが更新しない旨の通知をしない限り、同一案件にて4年間更新されるものとし、以下同様とする。

## 4 賃料等

賃料	月額 45,000 円	管理・共益費	月額 円	附属施設料	月額 円
	円		円	賃料等合計	月額 円
敷金	円 (賃料 ヶ月)	家財保険料	円		
その他の条件					
賃料等の支払時期	当月分を当月末までに支払い				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落				

## 5 その他

1～4に定めるものの他、当該契約に当たっては別紙「事務所賃貸借契約約款」によるものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成31年4月 / 日

(甲)

賃貸人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

(乙)

賃借人

住所 鳥取県八頭郡智頭町市瀬  
氏名 西川 憲雄 [REDACTED]

## 事務所賃貸借契約約款

第1条 甲は、乙に対し、契約書本文1に記載する物件（以下「本件物件」という。）を次条以下の条件で賃貸し、乙はこれを賃借する。

第2条 乙は、本件物件を契約書本文2に記載する使用目的により使用し、その他の目的に使用しないものとする。  
2 乙は、本件物件を現状のまま使用するものとし、事前に甲の書面による承諾を得た場合を除き、本件物件に造作の設置・模様替えその他の工作を加えてはならない。  
3 乙が前項に基づき造作の設置・模様替えその他の工作を施した場合には、乙は、賃貸借終了の時点において、自己の費用をもって本件物件を原状に復しなければならない。

第3条 甲または乙は、物価、公租公課、近隣建物賃料の変動により賃料が不相当となったときは、賃料の増減を請求することができる。

第4条 乙は、契約書本文4の賃料等の他に、電気・水道・ガス料金その他本件物件の使用に際して発生する諸経費を自己の負担で支払わなければならない。

第5条 乙は、本契約締結と同時に、甲に対し、敷金として契約書本文4に記載する額を預託しなければならない。  
2 乙は、本件物件を明渡すまでの間、敷金を持って賃料その他の債務と相殺することはできない。

第6条 乙は、本件物件を第2条第1項に定めた目的以外の使用に供し、賃借権を譲渡し、もしくは本件物件を第三者に転貸し、または第三者の使用に供してはならない。

第7条 甲は、本件物件の維持保全に必要な修繕を行う義務を負う。  
2 乙は、建具、造作、給排水設備、照明器具、壁等、日常の使用によって損耗する部分につき修理費用を負担する。  
3 前項の修理費用の負担につき疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

第8条 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、何らの催告なしに、本契約を解除することができる。

- ① 賃料の支払いを3か月以上怠ったとき
- ② 第8条に違反したとき
- ③ その他本契約の条項に違反し、当事者間の信用を著しく害したとき

第9条 本契約が終了したときは、乙は直ちに本件物件を原状に復した上で甲に明け渡す。  
2 本契約の終了に際し、乙は、甲に対し、移転料、立退料その他これに類するいかなる金銭も請求しない。

第10条 乙は、乙が雇用する事務員または関係者その他乙の活動に関して本件物件に立ち入った者の故意または過失によって甲に損害を与えたときは、その損害の全額を甲に対して賠償しなければならない。

第11条 乙が契約期間中に本契約を解除しようとするときは、乙はその1か月前までに甲に対してその旨の通知を行うものとする。ただし、乙が賃料の3か月分を即時に支払うときは、即時に本契約を解除することができる。

第12条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

# 雇用契約書

雇用者 西川 憲雄 及び被雇用者 中村 貴子 は、  
以下の条件で雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 4 月 28 日
就業場所	八頭郡智頭町智頭1128-8番地 西川のりお事務所
仕事内容	政務活動に係わる補助(事務所管理、調査補助、接客) 政務活動に係わる関係書類の作成事務
勤務日数	月 20日勤務 (週 5 日勤務)
就業時間 (休憩時間)	(午前)・午後 10 時 00 分から 午前・(午後) 3 時 00 分まで (休憩時間は、午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで)
休日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末及び年始、夏期休暇( 日)
勤務時間外労働	勤務時間外労働をさせることが ( 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 ) 休日労働をさせることが ( 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 )
給与(賃金)等	給料等：月額・日額 円 (または 時給 <input type="text"/> 円) 支給手当： 賞与：
給与支払日	給与等：毎月分を <u>月末</u> 日に支払 賞与： に支払
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。  令和 5 年 4 月 1 日  雇用者 鳥取県議会議員 西川 憲雄 <input type="text"/>  被雇用者 住所 <input type="text"/>  氏名 中村 貴子 <input type="text"/>	

4-1

電気料金領収証 (Receipt for electric bill)

日頃は格別のお引立てをいただきまことにありがとうございます。  
下記のとおり、ご指定預金口座から電気料金を領収いたしました。

領収金額 Amount Received 14,925円  
令和 5年 4月分料金 令和 5年 5月11日

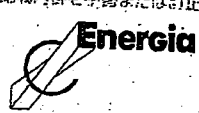
振替日 Date transferred 4月14日  
振替額 Amount transferred 10,179円

電気料金内訳	1	お客さま名	西川 憲雄 様
	2	ご契約番号	契約種 従量電灯A
		金額	10,179円
		うち再エネ発電賦課金	1,366円
		うち消費税等相当額	925円
		料金算定期間	3月3日 ~ 4月4日 検針日 4月5日
		お客さま名	
		ご契約番号	契約種
		金額	
		うち再エネ発電賦課金	
		うち消費税等相当額	
		料金算定期間	検針日

令和 5年 4月分廃止料金  
振替日 Date transferred 5月10日  
振替額 Amount transferred 4,746円

電気料金内訳	1	お客さま名	西川 憲雄 様
	2	ご契約番号	契約種 従量電灯A
		金額	4,746円
		うち再エネ発電賦課金	285円
		うち消費税等相当額	431円
		料金算定期間	4月5日 ~ 4月28日 検針日 4月29日
		お客さま名	
		ご契約番号	契約種
		金額	
		うち再エネ発電賦課金	
		うち消費税等相当額	
		料金算定期間	検針日

印紙税申告納付につき広島県税務署承認済



中国電力株式会社



電気ご使用量のお知らせ

毎度ご利用いただきありがとうございます。

令和 5年 4月分

ご契約名義	西川 憲雄 様		
ご使用場所	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1128-8		
ご契約番号 (供給地点特定番号)	[REDACTED]		
ご契約種別	従量電灯A		
ご使用期間	3月3日 ~ 4月4日 (日数33日)		
今月検針日	4月5日	翌月検針日	5月3日
お支払期日	5月8日	振替予定日	4月14日
ご請求額	10,179円		
うち消費税等相当額	925円		
燃料費等調整単価	0~15kWhまで	16kWh以上の1kWh	
(4月分)	-57.16円	-3.81円	
ご使用量	396 kWh		
前月	28日間	297 kWh	
前年同月	33日間	286 kWh	
託送料金相当額	3,734円	賠償・焼炉内將化 負担金相当額	20.66円

ご請求内訳

最低料金	361.75円
電力料金	10,015.56円
燃料費等調整額	-1,508.77円
再エネ発電賦課金	1,366円
口座振替割引額	-55.00円

本書により料金を申し受けることはありません。  
燃料費等調整単価の詳細は、当社ホームページをご覧ください。なお、2023年2月分以降の燃料費等調整単価には、政府による電気料金負担緩和措置(低圧▲7.0円/kWh、高圧▲3.5円/kWh)を含みます。

4-2

689-1401

智頭町大字市瀬435番地1

中前製材(有) (智頭1128番地8)

西川 憲雄 様

↑切り取ってお出しください。

智頭町水道使用料  
納入通知書兼領収証書

口座番号	01420-0-960092
加入者名	智頭町水道課企業出納員

令和5年3月使用分

水道使用料 納入通知書

お客様番号	■■■■■	調定年月	令和5年4月
-------	-------	------	--------

令和5年3月使用分

発行日 令和5年4月17日

智頭町役場 水道課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭2072番地1

☎0858-75-4114

西川 憲雄 様

下記のとおり納付してください。

智頭町水道事業管理者 智頭町長



お客様番号	■■■■■	
調定年月	令和5年4月	
区分	水道	下水道
用途	家庭用	
口径	13 mm	mm
水量/基本料金	2	
料金	1,900 円	円
消費税	190 円	円
計	2,090 円	円
合計金額	2,090 円	

納期限 令和5年5月1日

コンビニ納付書 令和5年5月31日  
利用可能期限

上記のとおり領収いたしました。

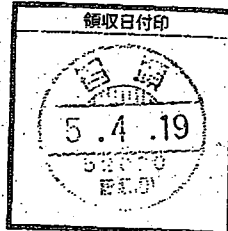
金額を訂正したものと  
領収日付印のないものは  
無効です。

お問い合わせ窓口は裏面に  
記載しております。

収納代行会社  
総務ネットワークサービス(CNS)

(納入者保管)

領収日付印



収入印紙不要

4-3

689-1401

智頭町大字市瀬435番地1

中前製材(有) (智頭1128番地8)

西川 憲雄 様

公共下水道使用料 納入通知書

令和 5年 4月

発行日 令和 5年 4月17日

智頭町役場 税務住民課

〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬2072番地1  
☎0858-75-4114

智頭町公共下水道使用料  
納入通知書電領収証表

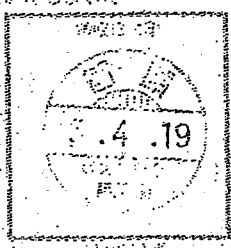
01410-1-960075  
智頭町会計課

西川 憲雄 様



令和 5年 4月	
基本料金	100
従量料金	2
基本料金	3,500
消費税	350
合計金額	3,850

令和 5年 5月 1日  
令和 5年 5月 31日



4-4

領 収 証

西川 憲 雄 様 R5年 4月 25日

★ 45,000.-

但 4月分家賃  
上記正に領収いたしました

内 訳	
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等



4-5

政務活動業務 勤務実績表・領収書

西川 憲雄

議員事務所

4 月分				氏 名			
				中村貴子			
日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数	日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 勤務時間数
1				17	月	4.0	
2				18	火	4.0	
3				19	水	4.0	
4				20	木	4.0	
5				21	金	2.0	
6				22			
7				23			
8				24	月	4.0	
9				25	火	4.0	
10	月	4.0		26	水	4.0	
11	火	4.0		27	木	4.0	
12	水	4.0		28	金	4.0	
13	木	4.0		29			
14	金	4.0		30			
15				31			
16				合計	(A) 58.0	(B)	

通勤手当 円

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 西川 憲雄

金 [ ] 円(C) 左記金額を領収いたしました。  
5年4月28日  
氏名 中村貴子

[政務活動費充当計算]

政務活動勤務時間が明確に区分できる場合  
総支給額(C)[ ] 円 × (B)/(A) = 円

政務活動勤務時間が明確に区分できない場合  
総支給額(C)[ ] 円 × 9/10 ※ = 円  
※投分率は、事務所の兼用の数による按分とする(政務活動専用事務所の場合は9/10)。



4-6

領 収 証

西川憲雄様 2023年 5月 2日

★ ¥ 3,500

但 読売新聞 2023. 4月分として  
上記正に領収いたします

内 訳

税抜金額

消費税額等( %)



読売センター智頭

〒689-1431 鳥取県八頭郡智頭町山根171-1

☎・FAX(0858)75-0072

代表 山中大吉郎

コクヨ ウケ-1048

4-7

No.

令和 5年 4月分

\*\*\*\*\* 領 收 書 \*\*\*\*\*

西川 憲雄 様 5年 4月 30日

日本海新聞購読料	2,408円
消費税	192円
合 計	2,600円

〒505-1305 磐城町

日本海新聞磐城専売所

☎ 75-3510



★領収書は必ず大切に保管してください★

4-8

新聞購読料 領収証  
西川 憲雄 様

ご購入ありがとうございます。  
下記金額を正に領収いたしました。  
2023年4月分 領収日 4月15日

領収金額 ¥1,934

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

※は軽減税率対象品目です。 (10%対象 0)  
(8%対象 1,934)

販売店 住所 TEL FAX  
お申込No. 31013-20692(581)-8



【様式】

## 令和5年度 燃料費計上額整理簿

議員名

西川 憲雄

領収書等番号：

4-9

### 【燃料費総支出額】

月日	支出額
5月16日	13,094 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

月日	支出額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計(A)	13,094 円

### 【自家用自動車の総走行距離】

※選挙期間中の走行距離は除外した

前年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(B)	(4/10)	162,125	km
当年度末の累計走行キロ数（オドメーター表示数値）(C)	(4/29)	163,180	km
当年度の総走行距離 (D) [(C)-(B)]		1,055	km

### 【総走行距離から控除すべき走行距離】

車賃旅費支給分にかかる自家用自動車の総走行距離 (E)	km
その他控除すべき走行距離 (F)	km
総走行距離から控除すべき走行距離 (G) [(E)+(F)]	km

### 【燃料費充当計算】

(A) [ 13,094 円 ] × $\frac{(D) [ 1,055 \text{ km} ] - (G) [ \text{ km} ]}{(D) [ 1,055 \text{ km} ]}$
× 按分率 [ 1 / 2 ] = [ 6,547 ]
(上限 1 / 2)

※1 累計走行キロ数は、四捨五入の上、整数で記載すること。

※2 自動車使用記録簿を一時的に併用した場合の政務活動に要した走行距離は、F欄に記載すること。

※3 改選期及び任期中で辞職等する場合は、自動車使用の開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

※4 年度途中に自動車を変更した場合は別業とし、新旧自動車の使用開始または終了時点の累計走行キロ数を記載して総走行距離を算定すること。

4-9

請求書

〒 689-1401  
 八頭郡智頭町市瀬403  
 西川 憲雄 様

毎度有難う御座居ます。  
 下記の通り御請求申し上げます。

智頭石油 株式会社  
 クワトロ  
 〒689-1402  
 鳥取県八頭郡智頭町  
 智頭640-1

お客様コード  
 請求 23年 4月30日  
 お支払 23年 5月マツ日

お問合せは ☎0858-75-3511  
 FAX: 0858-75-3513

1頁

月日	伝票番号	商 品 名	数 量	単 価	お買上金額	ご入金金額
		3月分(前月)			41451	
		繰越残高合計			41451	
4/12	15644	御入金(現金)				41451
4/4	10000	出光ゼアス	4180	15430	6449	
4/9	15088	出光ゼアス	4100	15430	6326	
4/20	17205	出光ゼアス	4200	15070	6329	
4/27	18499	出光ゼアス	3700	15070	5575	
		小計(10%対象)			24679	
		消費税(10%)合計			2469	
		2737 合計			27148	

数 量 合 計					入金合計	41451
ハイオク	レギュラー	灯 油	軽 油	自動車用潤滑油	売上合計	27148
	16180				今回消費税	2469

④ 前月ご請求額	⑤ 当月ご入金額	③	差引繰越額	⑥ 当月お買上額	④-⑤-③+⑥
41451	41451		0	27148	27148

お振込は 山陰合同銀行 鳥取営業部 普通 3945290 鳥取銀行 本店営業部 普通 1982301  
 鳥取信用金庫 智頭支店 普通 0003822 口座名 智頭石油株式会社

C051000258 20892029

№ 053570  
 年 5 月 16 日

**領収証**

登録番号 T6270001002310

伝票先コード 02081 西川 憲雄 様

金額 ￥ 27,148

但しこの金額は 4 月分 請求金額 ￥ 27,148 -  
 内消費税 ￥ 2,469 -  
 上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

出光興産特約店  
**智頭石油株式会社**  
 本社:鳥取県八頭郡智頭町智頭640-1

取扱者名

入金	現金	
小切手		
手形		
振込		
相殺		
調整		
手形期日	年 月 日	

1201

4-10



〒689-1401  
八頭郡 智頭町大字市瀬403

西川 憲雄 様



023043201063371847

発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-333-1500  
受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)  
〒730 広島市中区西十日市町  
-0806 10-15 NTT十日市ビル1楼2階

8515A01040001-000130

### 電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	8,013円	2023年 4月14日	おまとめ請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	8,013円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。  
 ※2 本書は、一括請求回線単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。  
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月27日  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

4-11

〒689-1401

八頭郡 智頭町大字市瀬403

西川 憲雄 様



023043201063373598

発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター

お問合せ先 0800-333-1500

受付時間 9:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒730 広島市中区西十日市町

-0806 10-15 NTT十日市ビル1棟2階

### 電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等



年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2023年 4月分	7,513円	2023年 4月14日	おまとめ請求によるお支払 クレジットカードによるお支払
合計	7,513円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご請求金額なし」と表示されます。  
 ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。  
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2023年 4月26日  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70



ご利用料金のご案内 (おまとめ請求分)

689-1402  
八頭郡智頭町大字智頭1-28-8

西川 憲雄 様



023042106052503809

24205

4-10

4-11

Webでのお問い合わせ先



NTTファイナンス



NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-7

発行年月日 2023年 4月17日発行  
発行会社 差出: NTTファイナンス(株)  
東京都港区港南1-2-70  
お問合せ先 0800-9991000 (無料)  
【添付先】  
〒730 広島市中区西十日市町10-15  
-0806 NTT十日市ビル  
社用コード H40051311011 24205 10120 00  
82 000000 11 23040301

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

( 1 / 4 )

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご利用金額 (TOTAL AMOUNT)	振替日 (TRANSFER DAY)
[REDACTED]	2023年 4月ご請求分	15,526円	ご利用クレジット会社の 規約に基づく振替日

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTTドコモ分ご請求額	7,903円
NTT西日本分ご請求額	7,513円
NTTファイナンス分ご請求額	110円
(合計)	15,526円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

2021年7月からの電話リレーサービス制度の開始に伴い、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)をご請求いたします。詳しくは、一般社団法人電気通信事業者協会もしくは各通信サービス提供会社のホームページをご確認ください。

\*\*\* 受付時間のお知らせ \*\*\*

おまとめ請求のご利用料金に関するお問合せ先(0800-999-1000)につきましては、受付時間を平日の午前9時~午後5時とさせていただきます。番号をよくお確かめのうえ、おかけいただきますようお願いいたします。

【NTTドコモからのお知らせ】

\*\*\* 2年定期契約プラン \*\*\*

お知らせは次ページに続きます

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)	ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
[REDACTED]	西川 憲雄 様

ご利用クレジット会社 (CREDIT COMPANY)	カード会社会員番号 (MEMBER NUMBER OF THE CARD)
[REDACTED]	[REDACTED]

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70





お客様電話番号等 BILLING NUMBER		請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年 4月ご請求分
----------------------------	--	------------------------	--------------

**お 知 ら せ**

継続利用期間は、3月末で23年です。(2023年3月末現在)

\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*

電話リレーサービス制度の番号単価の改定に伴い、2023年度においては、4月ご利用分から1月ご利用分まで1電話番号当たり月額1.1円(税込)の電話リレーサービス料をご負担いただきます。詳しくはドコモのホームページにてご確認ください。引き続きお客様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

毎月のご利用料金をWeb・アプリから確認できる「eBilling」がおすすめです。紙からWebへの切り替えて、請求書等発行手数料55円~165円(税込)が無料になります。詳しくはドコモHPをご確認ください。なお3月請求のお知らせで請求書等発行手数料の記載が一部誤っておりました。訂正してお詫び申し上げます。

4-10      4-11

**ご請求内訳** (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区 TAX
【事業会社毎の請求額合計】			
◇NTTドコモ分ご請求額	7,903		
◇NTT西日本分ご請求額	7,513		
◇NTTファイナンス分ご請求額	110		
◇合計	15,526		
【NTTドコモ集計毎請求額】			
◇基本使用料等(計)	4,980	基本使用料	合 算
◇通話料・通信料(計)	1,703	X1-SMS通信料	合 算
		音声オプション定額料	合 算
◇その他ご利用料金等(計)	502	付加機能使用料等	合 算
		ユニバーサルカーゴ料	合 算
◇消費税等相当額(計)	718	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇小計	7,903	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	110	口座振替のご案内等発行手数料	合 算
		消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×1.0%
◇合計	8,013	合計	(1回線請求分)
<電話番号毎の請求内訳>			
◇基本使用料等(計)	4,980	ご利用期間(3/1~3/31)	
		ギガライト2:2年定期	ステップ4:5GB~7GB
		(内訳)ギガライト2:2年定期	
		(内訳)みんなドコモ割	3回線以上

\*\*\*各通信サービス提供会社のサービスに関するお問い合わせ先\*\*\*  
 NTT東日本、NTT西日本のお客様 局番なしの「116」へ(一般電話からは無料)  
 NTTコミュニケーションズのお客様 0120-506506  
 NTTドコモのお客様 ドコモ携帯からは151(無料)、0120-800-000  
 ※各社分請求額のうち、料金回収代行分は、各社からNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2023年 4月ご請求分

ご請求内訳

(お客様番号

4-10

4-11

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税
		( 300 )	(内訳) s pモード利用料	
◇通話料・通信料(計)	1,703	3	(参考) 高速通信ご利用サービス量は 7.0G	合
◇その他ご利用料金等(計)	502	1,700	×1 SMS通信料 3月ご利用分	合
◇消費税等相当額(計)	718	2	かけ放題オプション定額料	合
◇小計	7,903	7,903	ケータイ補償サービス利用料(500)	合
◇NTTフรายオナンスご利用分	110	100	ユニバーサルサービス料/基本 1ヶ月あたり2円のご請求となります	合
		10	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	合
◇合計	8,013	8,013	(小計)	合
			口座振替のご案内等発行手数料 4月請求分	合
			消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	合
			合計	合
			<NTTドコモからのお知らせ>	
			◎継続利用期間は、3月末で 23年といたしました。	
			○ポイントのお知らせ	
			3月ご利用分に対する獲得ポイントは、7.0です。	
			(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、7,185円です。)	
			※その他の獲得ポイントはWEBページを確認ください。	
(NTT西日本累計毎請求額)				
◇NTT西日本ご利用分	7,513	3,950	光イタウン ネット F利用料	合
		500	ひかり電話(基本料)	合
		400	ナンバーディスプレイ使用料	合
		500	ボイスワープ使用料	合
		100	追加番号使用料	合
		560	ひかり電話(通話料)	合
		816	ひかり電話(携帯電話等への通話料)	合
		4	ユニバーサルサービス料他	合
		683	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	合
◇合計	7,513	7,513	合計 (1回線請求分)	合
<電話番号毎の請求内訳>				
◇NTT西日本ご利用分	7,513	3,950	光マイタウン ネット F利用料	合
		500	ひかり電話(基本料) 3月1日～ 3月31日 電話番号 は0858-71-0913	合
		400	ナンバーディスプレイ使用料 3月1日～ 3月31日	合
		500	ボイスワープ使用料 3月1日～ 3月31日	合
		100	追加番号使用料 3月1日～ 3月31日	合
		560	ひかり電話(通話料) 3月1日～ 3月31日	合
		816	ひかり電話(携帯電話等への通話料) 3月1日～ 3月31日	合
		4	ユニバーサルサービス料他 3月1日～ 3月31日 2番号分 のご請求となります。	合

お客様電話番号等 BILLING NUMBER [REDACTED] 請求年月 MONTH OF ISSUE 2023年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED]) 4-10 4-11

Table with columns: 内訳項目金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN), 内訳金額(円) AMOUNT (YEN), 請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN, 税区 TAX. Includes entries for '消費税等相当額 (合計)' and '合計' with amounts 683 and 7,513.

